

応募グループ代表法人名：●●●

応募者ヒアリング等実施要領（案）

1. 趣旨

プレゼンテーション及び応募者ヒアリング（以下、「応募者ヒアリング等」という。）は、新図書館西敷地利活用事業（以下「本事業」という。）募集要領に基づき応募した提案事業者が、新図書館西敷地利活用事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）に対し、提案事業概要の説明を行うとともに、選定委員会が提案事業者へ質疑を行う機会を設け、選定委員会の提案事業に対する理解を深めることにより、適正な選考に資するため実施するものです。

なお、本事業は本市の中心市街地に位置する公的不動産を利活用するものであり、市民の関心も高い事業であること、また、選定過程の透明性を高める観点から、プレゼンテーションは公開で行うこととします。

2. 対象者

参加表明書及び参加資格確認書類後、有参加資格民間事業者となった提案事業者のうち、事業提案書提出届（様式5-1）の提出があった者。

3. 応募者ヒアリング等の実施日時及び会場、集合場所等

（1）公開プレゼンテーション

プレゼンテーション日時： 令和4年11月14日（月） 13時10分～14時00分

※10分前にお越しください。

プレゼンテーション会場： 高知会館3階 飛鳥の間（高知市本町5-6-42）

（2）応募者ヒアリング

応募者ヒアリング日時： 令和4年11月14日（月） 14時45分～15時30分

応募者ヒアリング会場： 高知会館3階 飛鳥の間（高知市本町5-6-42）

4. 応募者ヒアリング等の内容

（1）公開プレゼンテーション

- ・所要時間 説明20分以内、選定委員会との質疑応答30分程度
- ・出席者 4名以内
- ・説明資料（印刷）：A4横10枚以内（【別冊4 様式集】様式6-1～17及び様式7-1～7に記載の範囲に限ります。）
- ・プレゼンテーションに係るソフト（Microsoft PowerPoint）の使用を可とします。プレゼンテーションに係るソフトを使用して説明を行う場合には、説明所要時間30分以内に収まることを条件に、説明資料（スライド）の枚数の制限はありません。（【別冊4 様式集】様式6-1～17及び様式7-1～7に記載の範囲に限ります。）

- ・プレゼンテーションの際にはパソコン等の使用は認めますが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各自で用意することとし、スクリーン及びプロジェクターの利用を希望する場合は、事前に連絡ください。なお、プレゼンテーションに用いるプロジェクターの接続端子は、HDMI，VGAのいずれかとします。
- ・プレゼンテーションに使用する資料について、当日の追加資料の配布は一切不可とします。
- ・プレゼンテーションに用いる説明資料（印刷）データ又は説明資料（スライド）データについて、電子メールにより下記期限までに事務局あてに提出すること。

（提出期限） 令和4年11月4日（金）午後5時15分まで

（提出先） 高知市 商工観光部 商工振興課

電子メール：kc-151705@city.kochi.lg.jp

- ・本プレゼンテーションは公開で実施するため、説明資料（印刷及びスライド）は公表されることに承諾し、作成・提出すること。なお、傍聴者との質疑は予定していません。

（2）応募者ヒアリング

- ・所要時間 選定委員会からの質疑応答 60分程度
- ・出席者 4名以内
- ・「事業提案書についての質問に対する回答（様式I）」に関する質疑応答を中心に、選定委員会から応募者に対してヒアリングを実施するものとする。
- ・応募者ヒアリングは非公開とし、選定委員会及び事務局以外の傍聴は予定していません。
- ・応募者ヒアリング時の説明資料は、下記書類①②に記載内容の範囲に留めるものとし、新たな追加資料は認めない。なお、市質問書の回答のための必要最小限の補足資料（図、数表等）の提出を認める（質問への回答の範囲を逸脱する補足資料は受理しない）。資料右上には対応する質問番号を記入し、15部提出すること。

① 【別冊4 様式集】様式6-1～17及び様式7-1～7に記載の範囲

② 事業提案書についての質問に対する回答（様式I）

5. 応募者ヒアリング等にあたっての注意事項

- 各会場に入室できる者は、代表法人及び構成法人、協力法人を含め4名までとする。
- 応募者ヒアリング等の準備、入れ替えはスムーズに行うこと。
- 応募者ヒアリング等の質疑に対する回答について、出席者のいずれかが発言してもいいが、応募者（応募グループ）側からの回答・発言・提案内容は、【別冊3 事業用定期借地権設定契約書（案）】第7条第1項に記載の「業務水準」として採用される可能性があることに留意すること。

6. 「事業提案書についての質問に対する回答」の事前提出

「事業提案書についての質問」に記載されている各質問について、「事業提案書についての質問に対する回答（様式I）」を作成し、電子メールにより下記期限までに提出すること。

（提出期限） 令和4年11月1日（火）午後5時15分まで

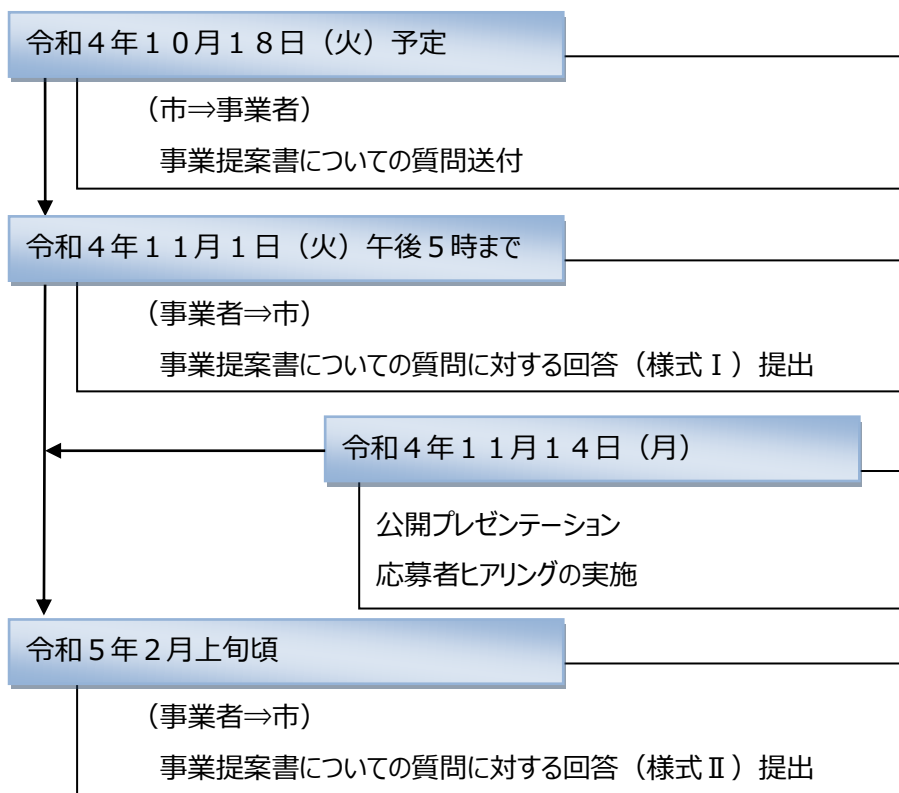
(提出先) 高知市 商工観光部 商工振興課
電子メール : kc-151705@city.kochi.lg.jp

7. その他留意点について

○優先交渉権者として決定された者は基本協定締結（令和5年2月上旬予定）までに、応募者ヒアリングでの発言・提案内容を踏まえて、「事業提案書についての質問に対する回答（様式Ⅱ）」を作成し、押印の上、提出すること。

（様式Ⅱへの記載内容については押印前に市側の確認を受けること。具体的な提出方法等は市から別途連絡する）

【今後のスケジュール】



令和 年 月 日

応募グループ代表法人名: ●●●

事業提案書についての質問

貴社の事業提案書についての質問について、下記のとおりお知らせいたします。

記

	様式番号等	質問内容
質問 1		•
質問 2		•
質問 3		•
質問 4		•
質問 5		•
質問 6		•
質問 7		•
質問 8		•
質問 9		•
質問 1 0		•
質問 1 1		•
質問 1 2		•
質問 1 3		•
質問 1 4		•

事業提案書についての質問に対する回答

令和 年 月 日

高知市長 様

応募グループ	
代表法人名称	

「新図書館西敷地利活用事業」の事業提案書についての質問に対し下記のとおり回答いたします。

	様式番号等	質問内容	回答内容
質問 1		•	•
質問 2		•	•
質問 3		•	•
質問 4		•	•
質問 5		•	•
質問 6		•	•
質問 7		•	•
質問 8		•	•
質問 9		•	•
質問 10		•	•

※ 各質問に対し、400 字程度までで簡潔に答えること。なお、回答のために必要最小限の補足資料(図、数表等)の提出を認める(質問への回答の範囲を逸脱する補足資料は受理しない)。

※ 回答文字数に応じて欄の拡張及びページの追加を行うことは可能。

事業提案書についての質問に対する回答

令和 年 月 日

高知市長 様

代表法人代表者 商号又は名称
所在地
代表者氏名

㊟

「新図書館西敷地利活用事業」の事業提案書についての質問に対し下記のとおり回答いたします。

	様式番号等	質問内容	回答内容
質問 1		・	・
質問 2		・	・
質問 3		・	・
質問 4		・	・
質問 5		・	・
質問 6		・	・
質問 7		・	・
質問 8		・	・
質問 9		・	・
質問 10		・	・

※ 各質問に対し、400 字程度までで簡潔に答えること。

※ 回答文字数に応じて欄の拡張及びページの追加を行うことは可能。